

令和8年6月愛荘町議会定例会会議録

令和8年6月19日（金）午前9時23分開議

議 事 日 程（第4号）

本日の会議に付した事件

~~~~~

追加日程第1 諸般の報告

追加日程第2 議案第26号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第3 議案第27号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）

~~~~~

追加日程第1 請願第 1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める
請願

追加日程第2 議提第 5号 委員会閉会中の継続調査について

追加日程第3 議提第 6号 議員派遣について

出席議員（12名）

1番 岡 本 志穂美 君	2番 久 山 幸 代 君
3番 メンドーザ智子 君	4番 久保田 正 利 君
5番 小 菅 久 宣 君	6番 中 川 喜代和 君
7番 澤 田 源 宏 君	8番 村 西 作 雄 君
9番 村 田 定 君	10番 瀧 すみ江 君
11番 竹 中 秀 夫 君	12番 河 村 善 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	教 育 長	徳田 寿君
教 育 次 長	西川傳和君	企 画 政 策 監	羽田順行君
兼教育振興課長事務取扱		兼くらし安全環境課長事務取扱	
総 務 政 策 監	生駒秀嘉君	福 祉 政 策 監	木村美紀君
		兼健康推進課長事務取扱	
産 業 政 策 監	水谷徹也君	経 営 戦 略 課 長	久保川瑞穂君
兼商工観光課長事務取扱		兼行革・DX推進室長	

みらい創生課長 山本拓也君 人権政策課長 藤野知之君
生涯学習課長 清水恵一君

事務局職員出席者

議会事務局長 陌間秀介 書記 伊谷一真

開議 午前9時23分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま諸般の報告、議案2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、諸般の報告、議案2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（河村善一君） 追加日程第1、諸般の報告を行います。町長。

○町長（有村国知君） 諸般の報告、2ページをお願いします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。内容については、次のとおりです。

1、契約の目的。令和6年度工事第35号、愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（建築）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額2億6,118万8,400円に対し、変更後の契約金額2億6,235万2,200円です。

3、契約の相手方。住所、滋賀県蒲生郡竜王町山之上3276番地。氏名、株式会社ヤマタケ創建代表取締役、竹井友明です。

次に、4ページをお願いします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。内容については、次のとおりです。

1、契約の目的。令和7年度工事第2号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（電気設備）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額1億534万7,000円に対し、変更後の契約金額1億1,018万2,218円です。

3、契約の相手方。住所、滋賀県東近江市沖野3丁目8番31号。氏名、株式会社ニシデン代表取締役、西田浩之です。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議案第26号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水恵一君） 議案書の2ページをお開きいただきますようお願いいたします。

議案第26号 契約の締結につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出するものでございます。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。令和7年度工事第1号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（建築）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額4億9,593万5,000円、変更後の契約金額5億999万5,940円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県東近江市佐生町150番地。氏名、株式会社大兼工務店代表取締役、宮本正和。

なお、議案説明資料の2ページには、変更項目、変更内容について添付をさせていただいております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第26号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議案第27号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書の2ページをお願いをいたします。

議案第27号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ788万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億1,211万3,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

3ページをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず歳入の部からでございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が877万7,000円の追加。

18 款繰入金 2 項基金繰入金、補正予算額が 89 万 7,000 円の減額。

合計が 788 万円の追加となります。

続きまして、4 ページをお願いをいたします。

歳出の部でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正予算額が 599 万 6,000 円の追加。

8 款土木費 5 項住宅費 100 万 1,000 円の追加。

10 款教育費 5 項社会教育費 88 万 3,000 円の追加。

歳出合計、歳入と同じですけれども 788 万円の追加で、補正後の予算額といたしまして 120 億 1,211 万 3,000 円とするものでございます。

続きまして、5 ページをお願いをいたします。

第 2 表 繰越明許費補正。

2 款総務費 1 項総務管理費、事業名が基幹系業務用連長プリンタ更新事業でございまして、繰越金額を 1,277 万円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10 番、瀧すみ江君。

○10 番（瀧 すみ江君） 10 番、瀧 すみ江です。

補正予算書の 9 ページ、土木費小集落地区改良事業費の土壤調査業務委託料 100 万 1,000 円について質疑を行いたいと思います。

この土壤調査は、法的根拠はないと前から言われていますけれども、なぜ土壤調査をされるのか。そして、今後、公共工事を行う土地の全てに土壤調査を行うのかの 2 点について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） まず、法的な調査ではないのになぜ調査をするのかについて、今回の工事について、町としては工事に従事される方の安全性の確保、それと土地を購入される買主の方の安心安全の確保のために土壤調査が必要であると考えております。

審査会において、解決のために、まずは土壤調査等が必要であると主張し、審査会から解決に向けて、町が土地の土壤調査等を先行して実施してはどうかとの提案が再度あったため、今回任意ではありますが、調査をさせていただくものでございます。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 2点目の御質問にお答えさせていただきます。

今回、公共工事を行う土地の全てに調査を行うのかということについてですが、基本的には、調査のほうはしませんというものでございます。ただ、今回のような土地を購入される買主の安心安全の確保が必要であるなどの場合につきましては、現場等の状況により判断してまいりたいというふうに思っております。

○議長（河村善一君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） このことについては、先ほど答弁もありましたように、町が相手方に行った契約解除をめぐって、滋賀県建設工事紛争審査会の調停が行われているという事案ですが、解決のためには、まず土壌調査が必要であるとの町の判断からの予算計上であるというふうに説明を受けています。

紛争の原因となった契約解除について、私の疑問点を質問します。毎年多くの公共工事が発注されますけれども、私たち議員は、当時の進行過程において、様々な予想しない出来事による追加工事の説明を受けていますが、契約が解除されずに引き続き工事が行われています。なぜこの事案に限り、契約解除されたのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 今回の工事については、工事現場に入札執行前から対応が必要であると認識しておりました不法投棄及び野焼きによる燃え殻があり、その処分を行う必要がありましたが、対応が不十分であったため、現場と設計に差異が生じたことにより、契約を解除したものでございます。

○議長（河村善一君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 設計に差異が生じたということで、今答弁を頂きましたけれども、ほかの工事においてもそういう同じような場合がありますので、私はどうしてかなというふうに思ったわけですが、そして、この事案については、過去の議会答弁でも課長自らがミスを認めています。この事案が起きた時点で、相手方の立場を考えての歩み寄りがあれば、事態はこのようになることはなく、多額の税金を使う必要もなかったものと考えます。いま一度、原点に戻っての双方の話し合いと歩み寄りにより和解されることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 現在は、申請人の申請によりまして、滋賀県建設工事紛争審査会において審理が進められているため、今後も審査会による解決を図っていきたいというように考えております。

本件は、令和6年6月24日付の契約解除通知からもうすぐ2年が経過いたします。町としても、本件を早期に、また円満に解決していきたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第27号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）に対し、反対を表明します。

物価高騰対策や図書館工事請負費などについては理解しますが、土木費の小集落地区改良事業費の土壤調査委託料100万1,000円に対して反対いたします。

滋賀県建設工事紛争審査会の調停が行われているこの事案には、既に令和6年12月の補正予算に107万9,000円の弁護士費用の予算が認められています。また、令和7年12月の補正予算には172万7,000円の土壤調査が計上されましたが、その費用を除く修正案が賛成多数で可決されたので、172万7,000円の土壤調査費用は計上されませんでした。再度この議案で土壤調査費用が計上されました。解決のためには、まず土壤調査が必要であるとの町の判断からの予算計上ですが、相手方はそのようなことは望んでおらず、弁護士を使わない当事者同士で前向きに話しての早期の和解を望んでおられます。

毎年多くの公共工事が発注されています。私たち議員は、工事の進行過程において様々な予想のしない出来事による追加工事の説明を受けていますが、契約は解除されずに引き続き工事が行われています。なぜこの事案に限り、契約解除をされたのか疑問です。

過去の議会答弁の中でも、町自らがミスを認めています。この事案が起きた時点で相手方の立場を考えての歩み寄りがあれば、事態はこのようなことになることがなく、多額の税金を使う必要もなかったものと考えます。いま一度原点に戻っての双方の話

合いと歩み寄りにより和解されることを求めて反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第27号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま請願1件、議提2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、請願1件、議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願は、総務産業常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和8年6月19日、愛荘町議会議長、河村善一様。総務産業建設常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第94条第1項の規定により報告をします。

1、審査結果。請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願を不採択とすべきものと決定。

審査経過。6月12日に総務産業建設常任委員6名全員の出席がありました。質疑はなく、賛成討論1件で、反対討論はありませんでした。採決の結果、起立少数で不採択とすべきものに決定しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(河村善一君) 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(河村善一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(河村善一君) 次に、賛成討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番(瀧 すみ江君) 請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願に対して賛成討論を行います。

1925年に制定され、1945年の終戦までの20年間において、希代の悪法と言われる治安維持法の犠牲者は自覚されている、いないにかかわらず、ほとんど全ての国民であり、物言えない社会、異論に対する非国民というレッテル貼りなど、大変窮屈な生活を強いられました。その中で、国民の幸せを願って果敢に戦争反対の声を上げた人たちが存在しました。その人たちは、激しい弾圧により拘束され、罰せられ、拷問により虐殺された人も多数に上ります。

治安維持法で弾圧された人々こそ民主主義、言論、宗教及び思想の自由、基本的人権の尊重を目指した日本の良心であり、社会進歩の推進者でした。戦争と弾圧の時代にあっても、未来を信じ、勇気を持って社会進歩のために、命の危険も顧みず、不屈に戦った人たちがいたことを私たちは日本国民の誇りとして語り継ぐことが大切です。

治安維持法は1925年に制定され、昨年2025年で100年になり、新聞やテレビ番組で治安維持法がいかにかひどい悪法であったかが報道されました。その範囲は宗教者や芸術家などにも及び、時の政府は戦争に物言えない思想統制を行いました。

書籍『言葉残さぬ人びとを追って』によると、テレビドラマの初代水戸黄門を演じた東野英治郎氏は、所属していた劇団の団員への一斉検挙により逮捕され、9か月の

留置所生活を送りました。このように、治安維持法により、新劇、映画などの文化活動をも弾圧されたのです。敬称を略しますが、犠牲者名簿に掲載されている愛荘町の関係では、川原の笹井とみ、八木荘村の秦正宣、また、彦根で生まれ、中宿で暮らしていた久木興治郎、愛知高等女学校を卒業した中野たえなど、身近なところにも犠牲者がいます。

請願は、1、国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。2、国は治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。3、国は治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表することの3項目を国に求める意見書を提出することを愛荘町議会に求めています。

この3つの項目を実現することは、治安維持法で犠牲になった方々の上に成立した日本国憲法の国民主権、平和主義、基本的人権などの諸原則を守り抜くことでもあります。

今、戦争反対や平和は当たり前になっています。戦争反対や平和を口にしたことによって逮捕された時代を二度と繰り返さないためにも、戦争への道に再び向かわせないためにも、この請願を採択していただきますことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この請願に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は不採択です。請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立少数です。よって、請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

◎議提第5号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議提第5号 委員会閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したいとの旨の申出があります。閉会中

の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第5号 委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第6号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議提第6号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第6号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（河村善一君） 町長、閉会の挨拶。町長。

○町長（有村国知君） 令和8年6月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今議会に提案させていただきました案件は、承認案件3件、契約議決案件1件、補正予算案件2件の計6件でございました。慎重審議の上、全ての議案につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。この中でも、6月10日に補正予算として承認いただきました愛の郷の複合施設実施計画委託料につきましては、これは愛知川公民館及び町民センターの除却後も地域団体の活動や住民交流の場を確保し、福祉、交流、学び、地域活動が相互に結びつく複合施設として整備しながら、災害時には避難所として活用できる施設として再構築するためのものです。施設全体の使いやすさを考慮しながら、必要な機能や動線、整備範囲などを精査していきます。

また、社会福祉協議会をはじめとする各団体との協議を行い、現在、愛知川公民館や町民センターを利用されているサークル等の団体からも意見を伺いながら丁寧に進めてまいります。

次に、第2次総合計画及び第3期みらい創生戦略が令和9年度で計画期間を終了することから、新たな行政運営の指針となる第3次総合計画の策定を令和8年度と令和9年度の2か年で取り組んでまいります。なお、次期みらい創生戦略については、総合計画との一体性と実効性を高めるため、第3次総合計画と一体化して策定いたします。

第3次総合計画の策定に当たりましては、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、住民の意見を広く反映させながら、本町が将来にわたり安心して暮らせる町であり続けるための将来像と、その実現に向けた施策の体系をしっかりと整備し、実効性のある計画となるよう努力してまいります。

今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様には、町の発展に向けて一層のお力添えをお願いしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） これをもって、令和8年6月愛荘町議会定例会を閉じます。
大変御苦勞さまでございました。

閉会 午前9時57分

上記会議の次第は事務局長 陌間秀介の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 5 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 6 番